

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年6月6日

瀬戸内市長 武久 顕也

損害賠償の額を定め和解することについて

道路管理の瑕疵に起因した事故について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故の相手方 | |
| | 住 所 | 瀬戸内市 |
| | 氏 名 | [REDACTED] |
| | | |
| 2 | 事故の概要 | 令和7年4月13日（日）14時00分頃、瀬戸内市長船町土師972番地1付近で、当事者が運転する自家用車が市道を走行中、道路上の亀裂部分のアスファルトの一部がはねて車両左後方のタイヤホイールの一部を損傷する損害事故が発生した。 |
| | | |
| 3 | 和解の要旨 | 瀬戸内市は、損害賠償金として、71,600円を相手方に支払う。 |